



造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業（下刈外1）請負
- 2 履行場所 熊本県阿蘇郡西原村河原
大野国有林 1130い1林小班外
別冊、図面のとおり
- 3 事業内容 下刈作業 38.60ha
獣害防止ネット設置 400m
計38.60ha、400m
- 4 事業期間 令和〇年〇〇月〇〇日から（契約締結日の翌日）
令和6年 9月30日まで
（ただし作業種別又は箇所別の事業期間は別紙、作業内訳書のとおり）
- 5 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也）
- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは
○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払	2 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定日
結束バンド	耐候・耐熱タイプ	600本	熊本森林管理署	契約締結日
アンカー杭		100本	〃	〃
上張りロープ	55m	2巻	〃	〃
押さえロープ	55m	2巻	〃	〃
補修糸	200m	1巻	〃	〃

9 特約条項

- (1) 別紙、特記仕様書のとおり。
- (2) 使用材料は、別紙、請負使用材料規格内訳書のとおりとし、請負者が購入するものとする。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 熊本森林管理署長 井上智晴と請負者 ○○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和○○年○○月○○日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び令和○○年○○月○○日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和○○年○○月○○日

発注者 住所 熊本県菊池市隈府907番地
 分任支出負担行為担当官
 熊本森林管理署長 井上 智晴 印

請負者 住所 ○○市○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
 代表者 ○○林業株式会社
 住所 ○○市○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印

〇〇林業株式会社

住 所 〇〇市〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇林業株式会社

住 所 〇〇市〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

作業内訳書（獣害防止ネット設置）

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約数量(m)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
獣害防止ネット設置	1014 い	設置			150	契約締結日の翌日から	令和6年9月30日まで	獣害防止ネット	150m	獣害防止ネットの詳細は別紙使用材料規格内訳書による
〃	1012 は	設置			200	〃	〃	〃	200m	
〃	1013 は	設置			50	〃	〃	〃	50m	
合 計					400				400m	

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

特 約 条 件

1. 下刈作業において、請負者が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、発注者は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

(注) 林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。